

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
〈原子力発電施設等立地地域〉 生産設備等取得額 2,700(超)	道路貨物運送業、梱包業、卸売業 15 上記以外 —	不均一課税 初年度 0% 2年度 0.35% 3年度 0.7 %	固定資産税	3ヵ年度分
〈半島地域〉 生産設備等取得額 500 ※中小規模法人のうち資本金の額等が1千万円超5千万円以下 1,000 ※資本金の額等が5千万円超である法人 2,000	—	不均一課税 初年度 0.14% 2年度 0.35% 3年度 0.7 %	固定資産税	3ヵ年度分
〈過疎地域〉 生産設備等取得額 2,700(超)	—	課税免除	固定資産税	3ヵ年度分
〈地域未来投資促進法促進区域〉 建物及びその付属設備・構築物・土地の取得価額 地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者(主務大臣の確認を受けたものに限る) 10,000(超) ※農林漁業及びその関連業種 5,000(超)	—	課税免除	固定資産税	3ヵ年度分
〈地方活力向上地域〉 生産設備等取得額 3,800 ※中小企業者にあたっては 1,900	—	不均一課税 (移転型) 初年度 0% 2年度 0.35% 3年度 0.7 % (拡充型) 初年度 0% 2年度 0.467% 3年度 0.933%	固定資産税	3ヵ年度分

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
松江市企業立地奨励条例	H17.3 制定 H19.3 改正 H19.4 施行 H22.3 改正 H22.4 施行	【認定要件】 ①対象地域 松江市全域 ②対象業種 ・製造業(加工、又は修理を行う事業を含む) ・ソフト産業等(ソフトウェア業、情報処理サービス業、デザイン業、情報提供サービス業、広告代理業、	

	H29.3 施行	<p>機械設計業、経営コンサルタント業、ディスプレイ業、非破壊検査業、エンジニアリング業、自然科学研究所)</p> <p>・その他市長が適当と認める業種</p> <p>③産業の振興及び雇用の促進に資するもの</p> <p>④常時使用する従業員が増加すると見込まれるもの</p> <p>⑤業績の安定性、成長性、信用度等において優良な企業体質を備えたもの</p>	
		<p>【要件】</p> <p>1.立地計画の認定を受けた企業であること</p> <p>2.工業団地等(松江湖南テクノパーク、朝日ヒルズ工業団地、揖屋干拓工業団地、ソフトビジネスパーク島根、江島工業団地、その他市長が特に認める土地(松江市又は松江市土地開発公社が取得し、又は造成したものに限る))に立地</p> <p>3.対象業種等</p> <p>①製造業 投下固定資産総額が1億円以上で新規雇用従業員(常時使用する従業員として、操業日前1年から操業日後3年までの間に採用され又は市外の事務所から配置換えにより配置された者で、松江市に住所を有する者)が10人以上増加</p> <p>②ソフト産業等 投下固定資産総額が5,000万円以上で新規雇用従業員(常時使用する従業員として、操業日前1年から操業日後3年までの間に採用され又は市外の事務所から配置換えにより配置された者で、松江市に住所を有する者)が5人以上増加</p> <p>4.用地取得後3年以内に操業開始すること</p>	<p>用地取得助成金</p> <p>○用地取得費の30%以内(ソフトビジネスパーク島根、江島工業団地は15%以内)</p> <p>○限度額3億円</p>
		<p>【要件】</p> <p>立地計画の認定を受けた企業であること</p>	<p>立地奨励金</p> <p>操業開始後、立地に係る投下固定資産に対して、最初に賦課された年度から3年間の固定資産税相当額</p>
		<p>【要件】</p> <p>1.立地計画の認定を受けた企業であること</p> <p>2.操業日後4年を経過した日における新規雇用従業員(常時使用する従業員として、操業日前1年から操業日後3年までの間に採用され又は市外の事務所から配置換えにより配置された者で、松江市に住所を有する者)の数が5人以上であること</p>	<p>雇用促進奨励金</p> <p>新規雇用従業員数×30万円</p>
松江市企業立地支援補助金交付要綱	H20.11 改正 H23.4 改正 H27.2 改正	市内(鹿島町及び東出雲町を除く)に事業所を新設又は増設した企業で、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金の交付決定を R3.3.31 までに受けた企業	<p>補助金</p> <p>補助対象事業費の 4/10 の額(千円未満切捨)から原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金(電力給付金)を控除した額</p>
松江市情報サ	H19.3 施行	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インター	月額賃料(共益費、敷金・礼金などこれらに類

<p>サービス産業等 立地促進補助 金交付要綱</p>	<p>H23.4 改正 H27.1 改正 H30.4 改正</p>	<p>ネット付随サービス業、デジタルコンテンツ業、コールセンター業、シェアードサービス業、情報サービス産業に携わる人材を育成する機関</p> <p>【交付要件】</p> <p>①市外から新規に立地した企業</p> <p>②市内在住による常時従業者を3人以上、継続して雇用する企業(人材育成機関は人数要件なし)</p> <p>③市内の空き施設に入居し、所有者と賃貸借契約を締結していること</p> <p>④操業を開始しているとともに賃貸契約日から1年以内であること</p>	<p>する経費は除く)の1/2の額(限度額20万円/月)を最大8年間分</p>
-------------------------------------	---	--	---

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域自立促進特別措置法に基づく製造業、 旅館業、農林水産物等販売業 機械及び装置・建物及び土地の取得価格 2,700(超)	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引 事業者の事業計画による土地・家屋・構築物の取 得価額 ○農林水産関連業種 5,000(超) ○その他業種 10,000(超) ※事務所等に係るものを除く	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
田市企業立地促進条例	条例 H18.3	製造業	施設設備取得奨励金 (上限1億円)
浜田市企業立地促進条 例施行規則	H22.6 一部 改正 規則 H18.3 R2.7 一部改 正	○新たな常用従業員 10 人以上(中小企業5人以 上、市内企業3人以上)かつ半数以上が市内に住 所を有する者であること ○新たな投下固定資本額 3億円以上(中小企業 5,000 万円以上)	○市外企業:新たな投下固定資本額 の10%以内の額 ○市内企業:新たな投下固定資本額 の5%以内の額 雇用促進奨励金 (上限5,000 万円) ○新たな常用従業員(新卒・UI ターン 者かつ市内に住所を有する者に限 る。)1人当たり50 万円
		ソフト産業で 島根県企業立地促進条例施行規則第2条第2号 に規定する業種(情報提供サービス業、コールセン ター業、データセンター業、非破壊検査業、機械設 計業) ○新たな従業員等の合計が5人以上かつ、その新 たな従業員等の半数以上が市内に住所を有する 者であること ○新たな投下固定資本額1,000 万円以上	施設設備取得奨励金 (上限1億円) ○市外企業:新たな投下固定資本額 の10%以内の額 ○市内企業:新たな投下固定資本額 の5%以内の額

		<p>ソフト産業で 島根県企業立地促進条例施行規則第2条第2号に規定する業種(情報提供サービス業、コールセンター業、データセンター業、非破壊検査業、機械設計業)</p> <p>○新たな従業員等の合計が5人以上かつ、その新たな従業員等の半数以上が市内に住所を有する者であること</p> <p>○新たな投下固定資本額 1,000 万円以上</p>	<p>雇用促進奨励金 (上限 5,000 万円)</p> <p>○新たな常用従業員(新卒・UI ターン者かつ市内に住所を有する者に限る。)1人当たり 50 万円</p>
		<p>ソフト産業で 島根県企業立地促進条例施行規則第2条第3号、第4号に規定する業種(ソフトウェア業、インターネット附随サービス業、シェアードサービス業)</p> <p>○新たな常用従業員が3人以上(県内事業所が事業拡大を行う場合は5人以上)</p> <p>○新たな投下固定資本額 必要なし</p>	<p>雇用促進奨励金 (上限 5,000 万円)</p> <p>○新たな常用従業員(新卒・UI ターン者かつ市内に住所を有する者に限る。)1人当たり 50 万円</p>

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域(旧佐田町・旧多伎町) 2,700(超)	—	課税免除	固定資産税	3年間
半島振興地域(旧平田市・旧大社町) 500～2,000 以上	—	不均一課税 初年度 0.14% 第2年度 0.35% 第3年度 0.70%	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法促進区域 土地・家屋・構築物の取得価額 10,000(超) (農林水産関連業種は5,000(超)) ※事務所等に係るものを除く	—	課税免除	固定資産税	3ヵ年度分

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
出雲市企業立地促進条例	H24.4		
【企業立地助成金】 (市外からの新規立地)		【市内全域】 ○業種 製造業 ○増加固定資本額 1億円以上(中小企業の場合 5千万円以上) ○増加常用従業員数 10人以上(中小企業の場合5人以上)	○増加固定資本額の10% ○限度額 1億円
		【出雲長浜中核工業団地の特例】 ○業種 製造業、運輸業 ○増加固定資本額 1億円以上(中小企業の場合 5千万円以上) ○増加常用従業員数 5人以上	○増加固定資本額の15% ○限度額 1億円
		【東部・坂田・斐川西工業団地の特例】 ○業種 製造業、運輸業 ○増加固定資本額 5千万円以上 ○増加常用従業員数 3人以上	○増加固定資本額の15% ○限度額 1億円
		【市内全域】 ○業種 ソフト産業 ○増加固定資本額 1千万円以上	○増加固定資本額の15% ○限度額 1億円

		○増加常用従業員数 5人以上	
【事業拡張助成金】	【市内全域】	○業種 製造業 ○増加固定資本額 1億円以上(中小企業の場合 5千万円以上) ○増加常用従業員数 10人以上(中小企業の場合5人以上)	○増加固定資本額の5% ○限度額 1億円
	【出雲長浜中核工業団地の特例】	○業種 製造業、運輸業 ○増加固定資本額 1億円以上(中小企業の場合 5千万円以上) ○増加常用従業員数 5人以上	○増加固定資本額の10% ○限度額 1億円
	【東部・坂田・斐川西工業団地の特例】	○業種 製造業、運輸業 ○増加固定資本額 5千万円以上 ○増加常用従業員数 3人以上	○増加固定資本額の10% ○限度額 1億円
	【市内全域】	○業種 ソフト産業 ○増加固定資本額 1千万円以上 ○増加常用従業員数 5人以上	○増加固定資本額の10% ○限度額 1億円
	【家賃助成金】	【市内全域】 ○業種 ソフト産業 ○増加固定資本額 要件なし ○増加常用従業員数 5人以上	○事業所の建物賃借料の 1/3(ただし、3,333円/坪・月以内) ○限度額 2千万円/年 ○補助期間 5年間
【家賃助成金】 (市外からの新規立地)	【出雲長浜中核工業団地の特例】 ○業種 製造業、運輸業 ○増加固定資本額 5千万円以上 ○増加常用従業員数 5人以上	○工場・事業所の建物賃借料の 1/4(ただし、3,333円/坪・月以内) ○限度額 1千万円/年 ○補助期間 5年間	
【雇用促進助成金】	【市内全域】 ○業種 製造業 ○増加固定資本額 1億円以上(中小企業の場合 5千万円以上) ○増加常用従業員数 10人以上(中小企業の場合5人以上)	○市内に住所を有する増加常用従業員数(新卒採用者・UIターン就職者) 1人当り50万円 ※人口減少地域に立地する企業は65万円 ○限度額 5千万円	
	【市内全域】 ○業種 ソフト産業 ○増加固定資本額 要件なし ○増加常用従業員数 5人以上	○市内に住所を有する増加常用従業員数 1人当り50万円 ※人口減少地域に立地する企業は65万円	
【浄化槽設備設置助成金】	【東部・坂田・斐川西工業団地の特例】 ○業種 製造業、運輸業	○合併浄化槽設置費の100%以内 ○限度額 5千万円	

		○増加固定資本額 5千万円以上 ○増加常用従業員数 3人以上	
--	--	-----------------------------------	--

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
(美都町) (匹見町) 過疎地域	2,700(超)	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法に基づく促進地域 土地・家屋・構築物の取得価額	10,000(超) (農林漁業関連業種 5,000(超)) ※事務所等に係るものを除く	—	課税免除	固定資産税	3ヵ年度分

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
石見臨空ファクトリーパーク拠点工業団地立地促進補助金交付要綱	R1.9 改正	<ul style="list-style-type: none"> ○石見臨空ファクトリーパーク内に立地 ○対象業種 製造業、ソフト産業、自然科学研究所、不動産賃貸業、サービス業(製造業支援サービス業に限る)及び知事が特に認める業種 ○土地取得面積 1,000 m²以上 ○操業開始時期 土地売買契約後3年以内 ○新規に一定数以上あること 土地取得補助金:5人以上 雇用促進補助金:自然科学研究所及びソフト産業においては5人以上、その他については10人以上 	土地取得補助金 ○土地取得費の30% ○交付時期 交付要件達成後
			雇用促進補助金 ○従業員数×50万円 ○上限 1,000万円 ○交付時期 交付要件達成後
益田市企業誘致補助金交付要綱	R1.5 一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ○市内 ○製造業、特定製造業、自然科学研究所 ○土地取得面積 5,000 m²以上 ○投下資本額 5,000万円以上 ○新たに5人以上雇用 ○立地認定 島根県企業立地計画認定 	土地取得に対する補助金(石見臨空ファクトリーパークを除く) ○土地取得費の15% ○交付時期 交付要件達成後
			固定資産税に対する補助金 ○固定資産税相当額(3年間)
			投下固定資本(土地取得を除く)に対する補助金 ○投下固定資本額×10% ○上限 5,000万円

			○交付時期 交付要件達成後
			雇用に対する補助金 ○増加常用従業員数×50万円 ○上限 1,000万円
	R1.5 一部改正	○市内 ○投下資本額 5,000万円以上 ○3年経過後 新規採用5人以上雇用 ○立地認定 島根県企業立地計画認定 ○島根県オーダーメイド貸工場家賃等補助金の対象となる企業	オーダーメイド貸工場家賃等補助金 ○家賃等の額の1/4以内 (上限:1500円/㎡) ○補助期間 5年 ○交付時期 操業開始1年後から
益田市企業立地促進要綱、益田市企業誘致補助金交付要綱	H17.11、 R1.5 一部改正	○市内(石見臨空ファクトリーパークを除く) ○製造業、特定製造業、自然科学研究所、その他市長が特に認める業種 ○土地取得面積 5,000㎡以上 ○投下資本額 5,000万円以上 ○操業時常時雇用従業員 5人以上 ○立地認定 益田市企業立地計画認定	土地取得補助金 ○土地取得費の15% ○交付時期 交付要件達成後
益田市ソフト産業促進補助金交付要綱	H28.10改正	○市内 ○ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デジタルコンテンツ業、コールセンター業、データセンター業 ○H17.10.1以降に立地した企業 ○投下資本額 県の制度に準ずる ○新規雇用従業員 10人以上 ○立地認定 島根県企業立地計画認定	雇用促進補助金 ○増加常用従業員数×50万円 ○増加契約社員数×10万円 (上限 合計 1,000万円) ○交付時期 交付要件達成後
			通信費補助金 ○年間通信費の1/2 (上限 1,000万円) ○補助期間 5年 ○交付時期 操業開始1年後から
			家賃費補助金 ○年間家賃費の1/2 (上限:月額 10,000円/3.3㎡、20万円/月) ○補助期間 5年 ○交付時期 1年経過後から

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
過疎地域	2,700(超)	—	課税免除	固定資産税	3年間
促進区域(地域未来投資促進法) ○地域経済牽引事業であって主務大臣 の確認を受けた事業 10,000(超) (農林漁業及び関連業種は5,000(超))	—	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大田市企業立地奨励 条例	H30.4 一部改正	【製造業】 ・大田市企業立地奨励条例の規定による立地 計画の認定を受けている企業 ・投下固定資本額 2,700 万円以上 ・新規雇用者数 3人以上	企業立地促進奨励金 ○限度額 5,000 万円 (投資助成、雇用助成の合計額) ・投資助成 投下固定資本額の10～25% (増加常用従業員3～4人:10%、5～6 人:15%、7～9人:20%、10人以上: 25%) ・雇用助成 新たに雇用した増加従業員数×20万円
		【ソフト産業】 ①ソフトウェア業 ②情報処理・提供サービス業 ③インターネット附随サービス業 ④デジタルコンテンツ業 ⑤コールセンター業 ⑥データセンター業 ⑦シェアードサービス業 ⑧広告代理業 ⑨ディスプレイ業 ⑩非破壊検査業 ⑪デザイン業 ⑫経営コンサルタント業 ⑬機械設計業	企業立地促進奨励金 ○限度額 ・雇用助成 5,000 万円 増加雇用従業員数×50万円 ・通信回線使用助成 年間1,000万円(8年間) 通信回線の使用料、通話料×50% ・家賃等助成 年間1,000万円(8年間) 家賃・共益費の50%

		<p>⑭エンジニアリング業</p> <p>⑮物流センター</p> <p>⑯テレワークセンター</p> <p>⑰研修所等の人材育成施設</p> <p>⑱知的財産活用事務所</p> <p>⑲その他産業支援サービス業のうち市長が認める事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大田市企業立地奨励条例の規定による立地計画の認定を受けている企業 ・新規雇用者数 3人以上 	
--	--	--	--

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
(旧広瀬町、旧伯太町) 過疎地域	2,700(超)	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法に基づく促進区域 土地・家屋・構築物の取得価額	—	—	課税免除	固定資産税	3年間
○地域経済牽引企業であって主務大臣 の確認を受けた事業	10,000(超)				
○農林水産関連業種	5,000(超)				
※事務所等に係るものを除く					

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
安来市企業立地 促進条例	H28.4	<p>○企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業(資本金3億円を超える) ・中小企業(資本金3億円以下) <p>○対象業種</p> <p>①製造業(日本標準産業分類に掲げる製造業)</p> <p>②ソフト産業 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、機械設計業、コールセンター業、データセンター業、シェアードサービス業、非破壊検査業、その他産業支援サービス業のうち市長が特に認める事業</p> <p>③その他市長が適当と認める業種</p> <p><指定要件></p> <p>○投下固定資本総額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業:1億円以上 ・中小企業:2,500万円以上 <p>※ただし、ソフト産業の場合は投下固定資本総額に関わらず適用する。</p> <p>○新規雇用従業員数</p> <p>①新設の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業:5人以上 ・中小企業:2人以上 <p>②増設・移設の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業、中小企業ともに不要(ただし、常用雇用者数の維持が条件) 	<p>①立地奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資本総額の10%相当額(限度額3,000万円) <p>※指定要件を満たすこと。</p> <p>※立地に係る投下資本総額が1,000万円以上であること。</p> <p>※次の場合は、補助率に加算あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者:10%加算 ・中山間地域への立地:10%加算(上記加算は重複可能) <p>②空き工場等活用奨励金(賃借料等助成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き工場等の賃借料又はリース料の月額1/2相当額(限度額月額20万円、60月以内) <p>※指定要件を満たすこと。</p> <p>※市外から新たに立地した企業等又は小規模企業者であること。</p> <p>※立地にあたり、賃貸借契約又はリース契約により空き工場等を使用するものであること。(改装費等助成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き工場等の改装費等の3/4相当額(限度額750万円) <p>※指定要件を満たすこと。</p> <p>※市外から新たに立地した企業等又は小規模企業者であること。</p> <p>※立地にあたり、賃貸借契約又はリース契約により空き工場等を使用するものであること。</p> <p>※空き工場等の改装費等(当該空き工場等の使用を開始する前に行った改装又は改築に係るものに限る。)の一部又は全部を負担するものであること。</p> <p>③雇用促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地に伴う新規雇用従業員のうち、安来市に住

			民票を置く者の人数×10万円(限度額 1,500万円、3年以内) ※指定要件を満たすこと。 ※立地に伴う新規雇用従業員数が5人以上(中小企業は2人以上)であること。
--	--	--	--

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 2,700(超)	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法促進区域 土地・家屋・構築物の取得価額 ○製造業、情報通信業 10,000(超) ○農林水産関連業種 5,000(超) ※事務所等に係るものを除く	—	課税免除	固定資産税	3ヵ年度分

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
江津工業団地企業立地促進条例	H13.3	○土地取得 5,000 m ² 以上 ○新規雇用 10 人以上 (上記要件のいずれかを満たせば可)	土地取得補助金 ○取得代金の 20%
		江津工業団地に事業所を新設・増設・移設する企業	原水補助金 ○使用水量(m ³)に4円を乗じた額 (上限月額 75 万円) ○補助期間 5年間
江津市企業立地促進条例	H23.3	○対象事業 製造業 ○投下固定資本額 2,700 万円以上 ○従業員数 10 人以上で従前の従業員数を下回らないもの	立地奨励金 ○固定資産相当額(3年間) 家賃等補助金 ○家賃等の 1/2 (上限 1,000 万円) ○補助期間 5年間
		○対象事業 製造業	専用回線通信費補助金 ○専用回線使用料の 1/2 (上限 60 万円) ○補助期間 5年間
		○対象業種 ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デジタルコンテンツ業、コールセンター業、データセ	通信費補助金 ○情報通信費の 1/2 (上限 1,000 万円) ○補助期間 5年間

		<p>ンター業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○H21.1 以降に市内へ立地した企業 ○投下資本額 県の制度に準ずる ○新規雇用従業員 10 人以上 ○立地認定 島根県企業立地計画認定 	<p>家賃等補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家賃等の 1/3 (上限 1,000 万円) ○補助期間 5年間
--	--	--	--

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
農工地区	3,000(超)	15(超)	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域	2,700(超)	—	課税免除	固定資産税	3年間
企業立地促進法同意集積区域 土地・家屋・構築物の取得価額 ○製造業、情報通信業 20,000(超) ○農林水産関連業種 5,000(超) ※事務所等に係るものを除く	—	—	課税免除	固定資産税	3ヵ年度分

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
雲南市産業振興条例	H19.4 改正	(1) 製造業 投資額 2,000 万円以上 新規常用雇用者数2名以上 (2) 宿泊業、ソフト産業 投資額 1,000 万円以上 新規常用雇用者数2名以上	助成金 ○企業立地助成金 固定資産税相当額 3年間助成 ※総投資額3億円以上は5年間 ○雇用促進助成金 1～4名:40万円/人 5名以上:70万円/人 (上限 5,000 万円) ○用地取得助成金 助成率 10%～最大 40% (上限 5,000 万円)

32343

島根県

奥出雲町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)				
過疎地域	3,000 千円	5(超)	課税免除	固定資産税	3年間

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
過疎地域	2,700(超)	—	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
飯南町企業誘致条例	H22.4.1 から施行	(奨励金の交付対象基準) (1) 当該施設の新設又は増設のために要する投下資金(土地及び無形固定資産に対するものを除く。)が施設を新設する場合は1,000万円以上、施設を増設する場合には2,000万円以上であること。 (2) 当該施設の新設又は増設にともなって増加する雇用者(日雇就労者を除く。)の数が、施設を新設する場合にあっては5人以上、施設を増設する場合にあっては10人以上。	(奨励金) 奨励金の交付は、当該誘致企業の施設について町税を賦課した最初の年度から3年を限度として誘致企業の固定資産税に相当する額の範囲内で予算に基づき町長が定める。 (その他の奨励措置) 1 企業誘致のための進入道路等の整備、用地の造成又は整備 2 新産業の創出及び新商品の開発を行う場合、町長が別に定める奨励措置。

32441

島根県

川本町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
過疎地域	2,700(超)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
川本町企業立地促進 条例	H29.3.9	<p>川本町内に町外から新たに立地する企業であり、且つ島根県の認定を受けている企業のうち、以下に該当するもの</p> <p>(ア) 製造業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加固定資本の取得に要する経費の総額が1億円以上かつ、新規雇用従業員が10人以上であるものであるもの ・資本金が3億円以下又は常用従業員の数が300人以下の企業であって、増加固定資本額が5,000万円以上かつ新規雇用従業員数が5人以上であるもの <p>(イ) ソフト産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加固定資本額が1,000万円以上かつ新規雇用従業員数が5人以上であるもの 	<p>増加固定資本額の1/10の助成金を交付する。</p> <p>※助成上限額 7,000万円</p> <p>※県の認定を受けた後に、町の認定を受けることが必要。</p>

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 2,700(超)	—	課税免除	固定資産税	完了届提出後の翌年から3カ年

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
美郷町雇用促進奨励助成金	H27.4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・交付対象事業所は雇用保険適用事業所であること ・対象従業員は通年雇用であること ・助成金は対象従業員が雇用されてから1年を経過後交付 	<p>美郷町に住所を有する者が町内の事業所において、正規雇用従業員として雇用、又は町外から通勤している正規雇用従業員が町内へ転入した場合、雇用している交付対象事業所の事業主へ助成金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員1人につき 30 万円を交付(1事業所あたり150 万円を上限) ・新卒対象者の場合は 50 万円(上限なし)

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)				
過疎地域	2,700(超)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
農林商工チャレンジ支援事業補助金	H26.4	(1) 町内に主たる事務所または事業所を有する中小企業者 (2) 町に住所を有する個人で町内における起業計画を有し新たに事業を実施する者 (3) 前2号に掲げるもののほか、町内に主たる事務所または事業所を有し、新たな事業を行う団体が町長が認めるもの (4) 構成員の3分の2以上が前3号に規定する者で構成される団体	(1) 新商品・デザイン開発事業 研究開発費、委託費、試作費デザイン購入費等で補助対象経費の2分の1以内で補助限度額 20 万円 (2) 産業財産権取得事業 特許権、商標登録費、申請費等で補助対象経費の2分の1以内で補助限度額5万円 (3) 販路開拓事業 旅費、出展費用、印刷製本費、通信販売出店費用等で補助対象経費の2分の1以内で補助限度額 10 万円 (4) 中小企業組織化促進事業 専門家謝金、旅費、登記費用等で補助対象経費の2分の1以内で補助限度額 20 万円 (5) スタートアップ支援事業 専門家謝金、設計費、設備費、工事費で補助対象経費の3分の1以内で補助限度額 50 万円

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
1,000 超	3(常時雇用)	課税減免 1,000 万円以上 1,500 万円未満 減免率 50% 1,500 万円以上 2,000 万円未満 減免率 75% 2,000 万円以上 減免率 100% ※津和野町産業振興審議会の認定を受けた事業者	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

補助金名	制定年月	対象者の要件	内 容
津和野町企業誘致促進補助金交付要綱	H26.10.28	島根県の企業立地計画の認定を受けた事業者 新規に事業所を開設する事業者	<ul style="list-style-type: none"> 本社から進出先までの交通費補助(補助率 1/2、最大 50 万円) インターネット通信に係る初期費用および月額使用料の補助(初期費用 1/2、最大3万円、月額使用料 2/3、限度額なし)
津和野町 IT 系企業誘致促進補助金交付要綱	R2.5.1	島根県の企業立地計画の認定を受けた事業者	<ul style="list-style-type: none"> 空き家等を事業所に活用するための改修等に係る費用補助(補助率 1/2、上限 300 万円) 町内事業所までの交通手段確保のためのレンタカー借上費用(上限8万円/月) (補助事業開始日から3年間) 町内事業所において、新規採用者(常用従業員に限る。)の配置があった際に、新規採用者が参加する本・支店間での社内研修に係る交通費及び宿泊費(上限 1 企業につき 1 年毎に 10 万円)

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域	2,700(超)	—	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
吉賀町企業立地促進助成金交付要綱	H27.6.1	(1) 製造業 (2) 情報サービス業 (3) インターネット付随サービス業 (4) 学術研究、専門・技術サービス業 (5) 農業 (6) その他町長が特に必要があると認める事業 ・公害の発生するおそれのない事業者 ・事業所の新設及び増設等にあつては、製造業及び農業は5人以上、情報サービス業、インターネット付随サービス業及び学術研究、専門・技術サービス業は3人以上の新たな雇用等の創出。	○企業立地奨励金 取得した土地、家屋及び償却資産に賦課される固定資産税に相当する額を事業開始後最初に課税される年度から起算して3年間交付 ○設備整備補助金 事業用に供する償却資産を事業開始の日から前1年以内に取得するために要する経費の2分の1の額(限度額500万円)を1回交付。ただし、企業立地奨励金との併用はできないものとする。 ○雇用促進奨励金 事業開始の日から3年の間に1年以上の継続雇用を行っている者の数に、50万円を乗じて得た額(限度額は1,000万円)を1回交付 ○事業所等賃借補助金 事業所及び居住地を賃借により契約し、かつ、立地後3年以上本町において事業を行うものに、事業を開始した日から5年を限度に、賃借料の2分の1以内の額(限度額は年120万円)を交付。 ○インターネット回線利用料金補助金 事業所を新設し、又は増設し、かつ、立地後3年以上本町において事業を行うものに、事業を開始した日から5年を限度に、1Mbps以上の回線使用料金の2分の1の額を交付することができる。

32525

島根県

海士町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
離島振興 500	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
西ノ島町企業誘致 奨励事業補助金交 付要綱	H28.9	○町内にない業種又は事業廃止が見込まれるものであって、次に掲げる事項のいずれかに該当しなければならぬ。 (1)住民の日常生活に必要な性の高い事業であること (2)産業振興のために欠くことのできない事業であること (3)今までにない新たな分野で地域経済に資する事業であること (4)将来にわたって地域経済に大きく貢献が見込まれる事業であること	<p>施設整備助成金</p> <p>○認定企業等が事業所の用に供するため取得した土地、建物及び設備等に要する投資額に対して次の区分により助成する。</p> <p>(1)投資額 5,000 万円までは、経費の 10 分の 2</p> <p>(2)投資額 5,000 万円を超えた額は、経費の 10 分の 1</p> <p>○助成限度額(総額) 2,000 万円</p>
			<p>雇用対策助成金</p> <p>○認定企業等が事業開始年度に属する年度末までの期間において、新たに雇用した正規雇用者に対して 5 年間を限度に助成する。</p> <p>(1)初年度は 1 人につき月額 10 万円を採用した月から 1 年間助成する。</p> <p>(2)採用後 2 年目から 5 年目までは正規雇用者 1 人につき月額 7 万円を助成する。</p> <p>○助成限度額(総額) 正規雇用 1 人につき 456 万円(5 年間)</p>
			<p>事業安定化助成金</p> <p>○事業開始以降に西ノ島町税条例に基づき西ノ島町へ認定企業等が納付した固定資産税相当額の 2 分の 1 を助成する。</p> <p>○助成限度額(総額) なし</p>
			<p>特別経費助成金</p> <p>○認定企業等が事業開始に伴い、離島の地理的事実等から生じる経費負担として次に掲げる経費が見込まれる場合において経費の 2 分の 1 を助成する。</p> <p>(1)地理的条件から生じる経費負担が見込まれる経費</p> <p>(2)事業性質上で事業開始に伴い初期段階において経費負担が見込まれる経費</p> <p>○助成限度額(総額) 100 万円</p>

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法 家屋・構築物・土地の取得額 10,000(超) 農林漁業関連事業は 5,000(超)	—	課税免除	固定資産税	3年度分
過疎地域 製造業・旅館業・情報サービス業 生産設備等取得額 2,700(超)	—	課税免除	固定資産税	3年度分
離島振興地域 製造業・旅館業・情報サービス業 生産設備等取得額 500～2,000(以上)	—	課税免除	固定資産税	3年度分

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
隠岐の島町企業立 地奨励条例	H20.4 H25.10 (一部改正)	○本町に立地し、島根県企業立地促進条例の適用を受ける企業であり、増加常用従業員が3人を超えるものであるもの。	投資助成金 ○助成額 投下固定資本額の 10%～15%及び固定資産税相当額 ○助成対象期間 操業開始から3～5年以内 ○助成限度額(総額)3,000 万円
			家賃助成金 ○対象業種 コールセンター業、データセンター業、デジタルコンテンツ業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業 ○助成額 家賃の 1/3 以内 ○助成対象期間 操業開始から5年以内 ○助成限度額(総額)2,000 万円
			雇用助成金 ○助成額 増加常用雇用従業員数×10 万円 ○助成対象期間 操業開始から5年以内 ○助成限度額(総額)1,000 万円